

報道機関各位

みのわいきいきポイント参加登録団体募集について

高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を推進する観点から、通いの場づくりの担い手の確保、介護予防に資する取組みやボランティア等への参画を推進するため、活動に応じてポイントを付与する「みのわいきいきポイント事業」の参加登録団体を募集します。

【対象となる団体・参加者】

65歳以上の方が1人以上所属し、次の取組みを行っている団体の参加者

- ・介護予防に資する活動団体
- ・ボランティア団体

【対象となる取組み】

- ・登録団体が行う介護予防に資する取組
- ・登録団体が行うボランティア活動
- ・本事業の対象事業として町長が必要と認める取組

【実施期間】

毎年1月～12月までの1年間（ただし、令和5年に限り、4月～12月）

【ポイントの付与・ポイント交換】

取組みに対して付与するいきいきポイント

体操・運動 サークル活動	ボランティア (30分以内)	ボランティア (30分以上)	講演・学習会 (※)
25ポイント	50ポイント	100ポイント	100ポイント

【65歳以上の方（介護保険被保険者）】

- ・「いきいきポイント」1,000ポイント⇒「みのちゃんポイント」1,000ポイント
- ・「いきいきポイント」1,250ポイント⇒QUOカード1,000円分

【65歳未満の方・町外勤務の方】

- ・「いきいきポイント」⇒「健康ポイント」引換券（付与ポイント分）

添付資料 有 無

福祉課 高齢者あんしん係
(課長) 小沢 聡 (担当) 小笠原 岳大
電話：0265-70-6622
FAX：0265-70-6699
E-mail：fukushi@town.minowa.lg.jp

みのわいきいきポイント

「みのわいきいきポイント事業」は、高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を推進する観点から、通いの場づくりの担い手の確保、介護予防に資する取組みやボランティア等への参画を推進するため、活動に応じてポイントを付与する事業です！

- ポイント対象者 登録団体に所属する町内の18歳以上の方
- ポイント付与期間 1月1日から12月31日まで
(※令和5年のみ4月1日から12月31日まで)
- 付与ポイントの上限 1年度につき5,000ポイント

登録団体募集



◆活動団体の登録要件◆

- ①65歳以上の方が1人以上所属していること
- ②介護予防活動又はボランティア活動に取り組んでいること
- ③介護予防活動は、最低でも月1回以上の定期的な活動をしていること
- ④活動の参加者を広く受け入れること（町全域・区単位等）
- ⑤申請手続きや参加実績を記録できる責任者を置くこと

◆登録方法◆

参加登録申込書に参加登録者名簿を添えて町に提出してください。（町ホームページにも様式を掲載しています）

【お問合せ】箕輪町役場福祉課高齢者あんしん係（8番窓口）

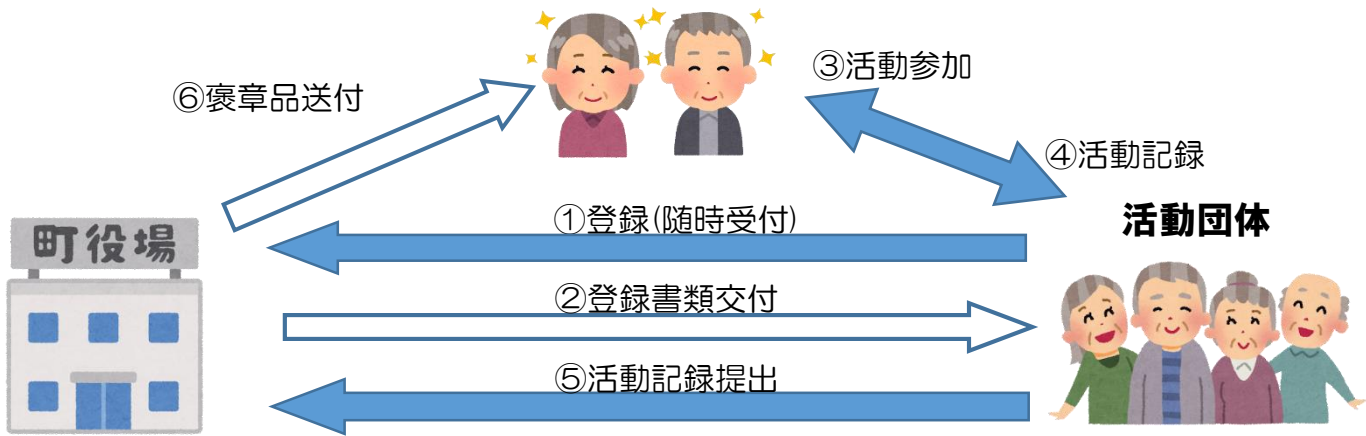
TEL 0265-70-6622 メール fukushi@town.minowa.lg.jp

○町ホームページ

健康・福祉＞介護保険・高齢者福祉＞生きがいづくり・介護予防

事業の仕組み

登録者



ポイントの対象になる活動とポイント数

体操・運動
サークル活動



- 介護予防運動
- スポーツ活動
- 趣味活動
- 文化活動

参加 1 回につき

25ポイント

ボランティア活動



- 地域の支え合い活動
- 登録ボランティア活動
- サロンの運営 など

活動 1 回につき

50ポイント (30分以内)

100ポイント (30分以上)

団体で行う学習会等



- 講演会・学習会
- 認知症サトウ-タ-養成講座
- 健康・栄養学習
- 出前講座

参加 1 回につき

100ポイント

褒章品

【65歳以上の方（介護保険被保険者）】

- 「いきいきポイント」1,000ポイント = 「みのちゃんポイント」1,000ポイント
- 「いきいきポイント」1,250ポイント = QUOカード1,000円分

【65歳未満の方】

- 健康ポイントに交換

みのわ町健康ポイント事業にも参加しましょう!!

日々のウォーキングや健康診断の受診などで1,000ポイント集めると、商品券やながたの湯の温泉券と交換することができます。

参加希望の方は、町健康推進課（79-3118）までお問い合わせください。